令和６年８月議会定例会提出議案の概要

議案番号	件　　名	主な内容
8	新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の任期満了に伴い、不在となっている副広域連合長の後任者を選任する必要があり、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１２条第４項の規定により広域連合議会の同意を求めるもの
9	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	本条例２８条で定める罰則規定において、引用する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１７１条第２項が削除されることから、本条例を整理するもの
10	令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】　1,237,748,941 円 【歳出決算額】　1,142,779,707 円 【歳入歳出差引額】　94,969,234 円
11	令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	【歳入決算額】　286,478,581,555 円 【歳出決算額】　283,821,271,615 円 【歳入歳出差引額】　2,657,309,940 円
12	令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	郵便料改定に伴い、後期高齢者医療特別会計予算が不足することから、所要の経費を増額するもの 【補正前】　1,853,069 千円 【補正額】　25,805 千円 【補正後】　1,878,874 千円
13	令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	郵便料改定に伴う一般会計繰入金の増、支払基金拠出金が見込みを上回ったことに伴う増、医療財政調整基金への積立金の増及び各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの 【補正前】　295,634,890 千円 【補正額】　2,891,941 千円 【補正後】　298,526,831 千円

議案第８号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

議案第８号関係資料

議案第８号　新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

１　選任方法

副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、これを選任する。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１２条第４項）

２　任期

副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約第１３条）

阿賀町長の任期満了日：令和８年１２月２日

議案第９号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第９号関係資料

議案第９号　新潟県後期高齢者医療後期連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

１　一部改正の理由

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）」が改正され、令和６年１２月２日から施行となることから、本条例において定める罰則規定について、整理するもの

２　条例改正の概要

現行の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（条例第３３号）第２８条の罰則規定において引用する「高齢者の医療の確保に関する法律」第１７１条第２項が削除されることから、本条例において罰則の根拠がなくなることから所要の改正を行う。

また、本改正前の行為に対する罰則の適用については、改正前の本条例を適用することとなるため、附則により経過措置を設けるものとする。

・第２８条の削除に伴う所要の改正

第２８条の削除に伴い発生する条ずれ及び目次の参照について整理する。

附　則

（経過措置）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下「第２号施行日」という。）前にした行為及び同法附則第１８条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係る第２号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　施行日

令和６年１２月２日

議案第９号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号
目次 第１章～第５章　（略） 第６章　罰則（第27条―第30条） 附則	目次 第１章～第５章　（略） 第６章　罰則（第27条―第31条） 附則
第６章　罰則	第６章　罰則
第27条　（略）	第27条　（略）
	第28条　法第54条第４項又は第５項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を、10万円以下の過料に処する。
第28条　（略）	第29条　（略）
第29条　（略）	第30条　（略）
第30条　（略）	第31条　（略）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

第２条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下「第２号施行日」という。）前にした行為及び同法附則第18条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係る第２号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第１０号関係

令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第10号関係資料

議案第10号　令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合
一般会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】　（単位：円、％）

区　分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,237,748,941	1,094,863,798	142,885,143	13.1
歳出決算額	1,142,779,707	1,055,858,009	86,921,698	8.2
歳入歳出差引額	94,969,234	39,005,789	55,963,445	143.5

【歳入歳出差引額】　94,969,234円
令和６年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

【主な歳入】（決算書10頁から11頁）
○ 分担金及び負担金　1,197,844,000円
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
○ 国庫支出金　572,000円
「意見を聞く場」の設置等に対する特別調整交付金
○ 諸収入　327,152円
現金利子ほか

【主な歳出】（決算書12頁から15頁）
○ 総務費　1,141,720,725円
・ 特別会計事務費繰出金　1,046,457,454円
・ 派遣職員人件費等負担金　70,721,618円
ほか

議案第１１号関係

令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 11 号関係資料

議案第 11 号　令和５年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

【決算概要】　（単位：円、%）

区　分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
歳入決算額	286,478,581,555	279,741,309,681	6,737,271,874	2.4
歳出決算額	283,821,271,615	276,725,414,370	7,095,857,245	2.6
歳入歳出差引額	2,657,309,940	3,015,895,311	△358,585,371	△11.9

【歳入歳出差引額】　2,657,309,940 円
令和６年度に繰り越して市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

【主な歳入】（決算書 22 頁から 29 頁）
○ 市町村支出金（保険料等分・療養給付分）　49,714,869,019 円
○ 国庫支出金　96,124,897,592 円
○ 県支出金　23,993,789,954 円
○ 支払基金交付金　111,402,412,000 円
○ 繰入金　1,846,457,454 円
・一般会計繰入金（特別会計事務費分）　1,046,457,454 円
・基金繰入金（医療財政調整基金繰入金）　800,000,000 円
○ 繰越金　3,015,895,311 円

【主な歳出】（決算書 30 頁から 39 頁）
○ 総務費　1,714,795,109 円

○業務一般管理事務費　107,037,119 円 ・派遣職員人件費等負担金　106,153,771 円 ほか
○医療給付経費　558,509,825 円 ・被保険者証等作成封入封緘業務委託料　26,296,347 円 ・レセプト２次点検業務委託料　59,120,301 円 ・審査支払電算処理業務委託料　216,307,600 円 ほか
○保険料賦課経費　1,131,640 円 ・被扶養者情報提供料　1,131,640 円

○電算システム経費　468,575,022 円 ・稼動維持支援等業務委託料　86,826,960 円 ・次期標準システム対応業務委託料　103,614,500 円 ・電算システム賃借料　193,336,534 円 ほか
○医療財政調整基金経費　568,588,268 円 ・医療財政調整基金積立金　567,784,273 円 ・医療財政調整基金積立金（利子分）　803,995 円
○医療費適正化推進事業経費　10,953,235 円 ・ジェネリック医薬品差額通知郵送料　4,400,306 円 ・ジェネリック医薬品差額通知業務委託料　3,411,220 円 ほか

○ 保険給付費　277,944,490,941 円　（単位：円、%）

区　分	令和５年度	令和４年度	増減額	増減率
療養給付費	255,164,019,396	247,824,011,633	7,340,007,763	3.0
その他療養諸費	6,979,881,602	6,520,256,845	459,624,757	7.0
審査支払手数料	596,475,495	580,720,525	15,754,970	2.7
高額療養諸費	13,914,114,291	11,171,536,960	2,742,577,331	24.5
葬祭費	1,289,950,000	1,287,350,000	2,600,000	0.2
傷病手当金	50,157	544,084	△493,927	△90.8
合　計	277,944,490,941	267,384,420,047	10,560,070,894	3.9

○ 県財政安定化基金拠出金　101,469,883 円

○ 保健事業費　974,670,417 円

・健康診査業務委託料　595,933,470 円　（単位：人、%）

令和５年度		
計画人数（A）	受診者数（B）	受診率（(B)／(A)）
100,696	94,743	94.1

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

・歯科健診業務委託料　35,870,972 円
・低栄養・重症化予防等業務委託料　9,800,955 円
・一体的実施委託料　256,494,924 円
・後期高齢者医療特別対策補助金　75,075,879 円
　ほか

議案第10、11号関係資料

【財産の状況】　R6.3.31現在　（決算書41頁）

○ 物品

・サーバー等機器　１式
マイナンバー導入を契機に、セキュリティ対策強化のために平成29年度に取得した「二要素認証システム」に係るサーバー等機器です。

・次期標準システムに係るミドルウェア（JP１製品群）
標準システムのクラウド化に伴い導入する統合システム運用管理ツールにかかるミドルウェアライセンスです。

・次期標準システムに係るミドルウェア（SVF製品）
標準システムのクラウド化に伴い導入する帳票管理のためのミドルウェアライセンスです。

○ 基金

・ 後期高齢者医療財政調整基金　5,816,647,434円
これまでの後期高齢者医療特別会計の実質的な剰余金を基金に積み立ててきたものです。

議案第１２号関係

令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

議案第12号関係資料

議案第12号　令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

【 補 正 額 】　　25,805 千円　追加

【 補 正 理 由 】 郵便料改定に伴い、後期高齢者医療特別会計予算が不足することから、所要の経費を増額するもの

【歳入】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	1,852,045	25,805	1,877,850	市町村負担金 （共通経費負担金）　25,805
補正されなかった款にかかる額	1,024		1,024	
歳入合計	1,853,069	25,805	1,878,874	

【歳出】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,851,741	25,805	1,877,546	一般管理費 （特別会計事務費繰出金）　25,805
補正されなかった款にかかる額	1,328		1,328	
歳出合計	1,853,069	25,805	1,878,874	

議案第１３号関係

令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第13号関係資料

議案第13号　令和６年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

【 補 正 額 】　2,891,941 千円　追加

【 補 正 理 由 】 郵便料金改定に伴う通信運搬費の増、支払基金拠出金が見込みを上回ったことに伴う増、医療財政調整基金への積立金及び令和５年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの

【歳入】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明	
市町村支出金	54,627,941	205,598	54,833,539	療養給付費負担金 過年度分 （令和５年度実績精算分）	205,598
繰入金	3,192,289	29,035	3,221,324	一般会計繰入金 医療財政調整基金繰入金	25,805 3,230
繰越金	1	2,657,308	2,657,309	前年度繰越金	2,657,308
補正されなかった款にかかる額	237,814,659		237,814,659		
歳入合計	295,634,890	2,891,941	298,526,831		

【歳出】　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明	
総務費	2,011,072	275,315	2,286,387	通信運搬費 医療財政調整基金経費 ・医療財政調整基金積立金	25,805 249,510 249,510
支払基金拠出金	263,055	3,230	266,285	支払基金拠出金（出産育児支援金）	3,230
諸支出金	35,302	2,613,396	2,648,698	償還金（令和５年度実績精算分） 市町村負担金返還金 国庫負担金返還金 ・療養給付費負担金 ・高額医療費負担金 県負担金返還金 ・療養給付費負担金 ・高額医療費負担金 国庫補助金返還金 ・特別調整交付金 ・後期高齢者医療災害臨時特例補助金（東日本大震災分） ・社会保障・税番号システム整備費等補助金 ・円滑運営事業費補助金 支払基金交付金返還金	 117,625 1,055,750 1,011,820 43,930 381,204 337,274 43,930 46,730 45,962 81 395 292 1,012,087
補正されなかった款にかかる額	293,325,461		293,325,461		
歳出合計	295,634,890	2,891,941	298,526,831		